

第22回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成25年6月25日（火）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成25年6月25日 13時57分から16時50分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉      4番 新垣 直也
- 5番 新垣 勉      6番 新垣 勇
- 7番 安里 健一      8番 比嘉 盛安
- 9番 外間 博則      10番 與那嶺正敏
- 11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

なし

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第85号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第86号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係長 新垣 忍

主事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

定刻ですので、これより第22回農業委員会会議（総会）を開会します。  
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

それでは本日25日の1日限りに決定します。  
議事録署名人の指名ですけれど、2番さんと7番さんになっていきますのでよろしくお願ひ  
します。  
それでは案件に入ります。議案第82号、議案第83号、議案第84号まで、一括して事務局より説明をお願いします。

<p>事務局長</p>	<p>それでは1ページ目をお願いします。</p> <p>(議案第82号を議案書をもとに朗読)</p> <p>補足の説明をいたします。</p> <p>1番は、申請人がアパートを建築するにあたり、入居者への駐車場及び近隣への貸し駐車場として自己所有地を転用するものであります。</p> <p>申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄された山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積もおおむね妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。</p> <p>続きまして3ページをお願いします。</p> <p>(議案第83号を議案書をもとに朗読)</p> <p>補足の説明をいたします。</p> <p>1番は、譲受人が、申請地を駐車場として使用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。</p> <p>申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の集団化した農地の区域にあるが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後も農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。</p> <p>2番、譲受人が、申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。</p> <p>申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。</p> <p>3番、借受人である申請人が、現在借家住まいのため、父である貸付人から申請地を使用貸借し、店舗兼住宅を建築するために転用するものであります。</p> <p>申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。</p> <p>4番、借受人である申請人が平成23年6月21日付で堆肥置き場として農地転用許可を受けたものであります。その後、平成25年1月21日付で堆肥置き場から堆肥製造所に事業計画の変更をしたものであります。その際、既存の堆肥置き場が手狭になったため、新たに申請地の一部を露天での堆肥置き場として転用するものであります。</p> <p>申請地及び周辺は、農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であり、運用通知2の1の(1)のアの(ア)、農用地区域内にある農地に該当するものと判断されるが、申請地は農業用施設用地であり、転用する</p>
-------------	--

面積も妥当であり、他に代替性もないことから、承認はやむを得ないものと思われます。  
続きまして7ページ、お願いします。

(議案第84号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

1番、2番及び3番は、借受人が新規に農業を営営するために、貸付人より申請地を使用貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数が3台、農作業従事日数が160日、通作時間1分及び営農計画(作目 じゃがいも)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で26aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。

4番、譲受人が新規に農業を営営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。なお、譲受人は農業生産法人でありますので、所有権の移転は可能となっております。

譲受人が確保する農業機械等の導入予定台数が2台、農作業従事日数が210日、通作時間1分及び営農計画(作目 レタス、ネギ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で23aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われ

ます。

5番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数が4台、農作業従事日数が300日、通作時間5分及び営農計画(作目 じゃがいも)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で50aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われ

ます。

6番、譲受人が新規に農業を営営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するもので

す。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数が6台、農作業従事日数が180日、通作時間が5分及び営農計画(作目 野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で21aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われ

ます。

7番は、譲受人が新規に農業を営営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するもの

です。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数が6台、農作業従事日数が180日、通作時間5分及び営農計画(作目 野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で21aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地

	<p>の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま</p> <p>8番及び9番は、借受人が新規に農業を営むために、貸付人より申請地を使用貸借するものであります。</p> <p>借受人が確保する農業機械等の保有台数が6台、農作業従事日数155日、通作時間3分及び営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で21aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（会長）	<p>提案理由の説明が終わりました。休憩をとり、現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。</p> <p>（ 現 地 調 査 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>議案第82号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p>
3番	<p>じゃあ、3番。アパートとありますけど、アパートは新築…、場所もわかりますか。</p>
事務局長	<p>さっき、あっちに建物がありましたよね、その後ろ側っていう話を聞いていますね。横のほうに。</p>
議長（会長）	<p>進行してよろしいですか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行します。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。3番、どうぞ。</p>
3番	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局から説明も受け、現場調査もいたしました。それで集合住宅の建築に関して、駐車場ということで申請が出ていますけれども、集合住宅はどうしても駐車場も必要不可欠なものなので、本員は許可相当としたいと思っております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第82号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対す</p>

	<p>る意見については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。5番、どうぞ。</p>
5番	3番の安里の件、目的は店舗兼住宅になっていますけれども、店舗は何が入りますか？
事務局長	<p>革製品の修理をする店舗兼住宅を建設予定しております。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。5番、どうぞ。</p>
5番	<p>議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてなんですけれども、事務局のほうから説明を受け、現地調査にも行きました。それで1番なんですけれども、露天駐車場で雑種地、農用外、周りに住宅もありますので許可相当。2番、3番につきましても一般住宅、そして店舗兼住宅。周辺も住宅があるということで2番、3番も許可相当。そして4番の南浜の堆肥置場なんですけど、こちら農用内で農振地、あと面積も大きいんですけど、今の現状ですね、堆肥をつくるためのチップがかなりありまして、この場所にはぜひ必要じゃないかなと思います。つきまして、1番から4番は、本員は許可相当としたと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、6番どうぞ。</p>
6番	<p>議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、先ほど事務局から提案理由の説明を受け、休憩をとって現場調査もいたしましたところ、番号1番から9番まで下限面積も満たされており、経営規模拡大や新規の就農で意欲も見えますので、本員は許可したいと思います。</p>
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。

	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請については許可といたします。</p> <p>続きまして議案第85号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは15ページ。</p> <p>（議案第85号を議案書をもとに朗読）</p> <p>この活動の点検・評価といたしますのは、例年行っているわけですが、今年の3月の総会で皆さんの承認をいただいておりますね、これを約1カ月間、村のホームページのほうに掲載して、広く農家、村民の方からの意見を公募しておりますけれども、今回、特に意見等はありませんでしたので、（案）のとおりこの総会で承認をいただきたいと思います。</p> <p>中身については、あとでまたお目通しいただきたいと思っております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの議案第85号については、今事務局より説明があったとおり決定してよろしいですか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>そのとおり決定します。</p> <p>続きまして議案第86号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは25ページをお願いします。</p> <p>（議案第86号を議案書をもとに朗読）</p> <p>こちらにつきましても先ほどの説明と同様ですね、3月に承認いただいてホームページのほうに掲載し村民の意見を公募しておりますけれども、特に意見等はございませんでしたので、これで今回の総会で承認をいただきたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>議案第86号についても説明があったとおりでありますので、そのとおり決定してよろしいですか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして報告第32号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは30ページをお願いします。</p>

(報告第32号を朗読する前に以下を説明)

市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が2件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。

(説明後議案書をもとに朗読)

以上で報告を終わります。

議長 (会長)

以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。  
第22回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 16時50分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新垣 秀 則

議事録署名人

2番委員 平安名 常 彦

議事録署名人

7番委員 安 里 健 一